

別表 1

自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請に当たっての提出書類一覧

No.	提出書類	説明	法人	個人	備考
1	自動販売機の設置の用に供するための行政財産貸付入札参加資格審査申請書（第1号様式）		○	○	
2	登記事項証明書又は写し	登記事項証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本のことで、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書がこれにあたる。	○	×	・法務局で発行したもの
3	身分証明書又は写し	身分証明書は、成年被後見、破産宣告及び破産手続開始決定の該当の有無等を証明するものである。	×	○	・市区町村で発行したもの
4	納税証明書（事業税・法人県民税及び自動車税）又は写し	納税証明書とは、申請時における「事業税（法人事業税又は個人事業税）」、「法人県民税」及び「自動車税」の納税額等について公的機関が発行する証明書をいう。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県各地方振興局県税部で発行したもの ・県内企業、県外企業いずれも必須である。 ・事業税及び法人県民税については、申請日の直前1年間において福島県に納付し又は納付すべき額として確定した納税証明書を提出すること。 ・自動車税については、申請日の直前1年間に福島県に納付した納税証明書を提出すること。 ・納税額がない場合も提出すること（課税なしの証明が受けられる。）。
5	納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し	納税証明書とは、申請時における「消費税及び地方消費税」の納税額等について公的機関が発行する証明書をいう。	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署で発行したもの ・「納税証明書(その3)」(未納税額のない証明用)を提出すること。

No.	提出書類	説明	法人	個人	備考
6	管理・運営する飲料等の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書、契約書又は当該実績を確認できる書類の写し		○	○	・2年以上の実績があることを証明する書類を提出すること。
7	県内に支店又は営業所を有することを証明する書類		△	×	登記事項証明書で県内に支店又は営業所を有することが確認できない場合に提出すること。
8	県内において事業を営んでいることを証明する書類		×	△	納税証明書等で県内において事業を営んでいることが確認できない場合に提出すること。
9	委任状		△	△	・県外に本店を有する場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合に提出すること。
10	定形長3封筒（84円切手貼付） （登録通知書郵送用封筒）		○	○	・登録通知書を送付するための封筒（あて先を記入の上84円切手を貼付したもの。）を提出すること。

[添付書類作成上の注意事項]

- 1 ○は必須、△は該当する場合のみ提出、×は不要、
- 2 官公署が発行した証明書類については、申請日前3か月以内に発行したものを提出すること。
- 3 共通事項証明書類の写しによる代用

添付書類のうち、官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大でありかつ鮮明である場合に限り、写しをもって原本に代えることができる。